

令和8年度候補者の推薦について

1 貞明皇后記念蚕糸科学賞について

蚕糸褒賞規程第1条（2）

蚕糸絹に関する科学技術の研究及び発明・考案につき、斬新格別の成果を収め、さらにその応用または高度な成果を期待し得る俊英なる研究者又は優良な発明・考案をなしたる者に対し貞明皇后記念蚕糸科学賞を贈与する。

具体的には、現に科学技術の研究及び発明、考案の業務に従事するものが新たに収めた研究成果で、原則として、学会等で公表された蚕糸絹に関する斬新格別の発見、発明又は利用に関する研究を対象とする。

科学の応用若しくは利用による研究の成果は、原則として相当広域に普及しているか、または将来高度の成果を期待し得るものでなければならない。

なお、本会の選考委員会での下記の確認事項を御留意の上、幅広い御推薦（複数点）をお願いいたします。

「確認事項」

- (1) 従来、表彰の対象とする蚕糸絹科学の研究開発に関しては、実用性、普及性を念頭に置いた運用を行ってきた。これが、研究者グループに「遺伝子組換え研究等は、総べて対象外」という誤解が生じている面がある。
- (2) このため、分子生物学的研究等も含め、また医療等非衣料の分野も含めた広範な研究開発を選考対象とする。（広い考えながらも、蚕糸業は意識）
- (3) その際「普及性」は、当該成果の実用分野への直接的応用だけでなく他の様々な研究への応用という点も考慮して、判断することとする。
- (4) 明確な選定基準は難しいので、選考委員会で上記を考慮し、推薦された1件ずつ具体的に成果内容を検討することとする。

2 蚕糸功労賞及び蚕糸有功賞について

（1）蚕糸功労賞について

蚕糸褒賞規程第1条（1）

蚕糸絹業並びに蚕糸科学の研究及びその振興発展、蚕糸絹文化の向上に関し功労顕著な者に対し、本規程の定めるところにより、恩賜賞、蚕糸功績賞、蚕糸功労賞及び蚕糸有功賞を贈与する。

具体的には、第2条（3）

蚕糸功労賞

- ア 蚕糸絹業に関する官公吏、団体役職員、研究職員等として、多年蚕糸絹業の改良発達に貢献し、特にその成績が顕著と認められる者
- イ 多年蚕糸絹関連企業に勤務し、担当管理責任者としてその業務成績が特に優秀であって他の模範と認められる者
- ウ 養蚕の技術改善と経営合理化の成績が特に優秀であって、他の農家の模範となるとともに地域リーダーとして地域農業の発展に貢献したと認められる者又は他地域の模範となる団体
- エ 新しい絹の開発・利用及び蚕糸絹文化の伝承・振興等への取り組みとその成績が特に優秀であって、蚕糸振興に大きく寄与したと認められる者又はそのグループ

なお、選考に当たっては下記を基準とすることとしています。

蚕糸功労賞の候補者は、次の各号の一に該当し、蚕糸絹業の改良発達に貢献し、他の模範となる者であること。

- ア 蚕糸絹業に関する発明・発見・考案及び技術の改良等を行い功労顕著な者
- イ 蚕糸絹業に関する団体の役員として5年程度以上勤続し功労顕著な者
- ウ 蚕糸絹業に関する公共機関、団体、普及・教育及び研究機関の職員として
15年程度以上勤続し功労顕著な者
- エ 蚕糸絹業に関連する企業に15年程度以上勤続し、重要な地位にあって功労
顕著な者
- オ 養蚕の技術改善と経営の合理化の成績が特に優秀で、地区農業に貢献してい
る者又は団体
- カ 養蚕農家等との連携の下に、絹の開発・利用及び蚕糸絹文化の伝承・振興等
に取り組み、その成績が特に優秀な者又はそのグループ
- キ 蚕糸絹文化の継承・振興又は絹の需要増進に取り組み、その成績が特に優秀
な者又はそのグループ

(2) 蚕糸有功賞について

蚕糸褒賞規程第1条 (1)

蚕糸絹業並びに蚕糸科学の研究及びその振興発展、蚕糸絹文化の向上に関し功
労顕著な者に対し、本規程の定めるところにより、恩賜賞、蚕糸功績賞、蚕糸
功労賞及び蚕糸有功賞を贈与する。

具体的には、第2条 (4)

蚕糸有功賞

- ア 蚕糸絹業に関する官公吏、団体役職員、普及・教育及び研究機関の職員等
として、多年蚕糸絹業の改良発達に貢献しその成績が良好と認められる者
- イ 蚕糸絹関連企業に勤務し、担当責任者としてその業務成績が良好であって
他の模範と認められる者
- ウ 養蚕の技術改善と経営合理化の成績が優秀であって、他の農家の模範とな
る者又は他地域の模範となる団体

なお、選考に当たっては下記を基準とすることとしています。

蚕糸有功賞の候補者は、次の各号の一に該当し、蚕糸絹業の改良発達に貢献し、
他の模範となる者であること。

- ア 蚕糸絹業に関する公共機関、普及・教育及び研究機関の職員、団体の役員並
びに蚕糸絹業に関連する企業の職員として15年程度（団体の役員にあっては
10年程度）以上勤続し、蚕糸絹業の改良発達に貢献し、他の模範となる者
- イ 蚕糸絹業に携わる団体、企業の役職員又は個別の経営者であって、蚕糸絹業
(蚕種、養蚕、製糸、絹織り、絹染め等) の各分野で概ね10年（7年以上）
の経験を有し、その継承に熱心に取り組んでいる者
- ウ 養蚕の技術改善と経営の合理化の成績が優秀で、地区農業に貢献している者
又は団体
- エ 蚕糸絹文化の継承・振興又は絹の需要増進に取り組み、その成績が優秀な者
又はそのグループ

蚕糸功労賞及び蚕糸有功賞については、従来、学会からの推薦は受けておりませんでしたが、平成21年度より下記の点に関して確認されましたので御推薦をお願いいたします。

(1) 「蚕糸功労賞」としては、蚕糸関連大学の同分野における優秀な研究者で国機関の研究室長同等以上の勤務経験者をご推薦下さい。

(2) 「蚕糸有功賞」としては、学内研究をサポートする研究分析の技術者、学内桑園(農場)の管理技術者等で概ね10年に亘り、熱意を持って取り組んでいる者を御推薦ください。

3 推薦用紙、推薦調書について

各賞の候補調書、推薦用紙は別紙のとおり

(推薦用紙、推薦調書の様式(Excel、Word)をお送り致しますので、

日本シルク学会事務局 (silkgakkai@jssst.org) までメールをお願いします。

4 提出先、提出期限について

(1) 提出先 日本シルク学会事務局 (silkgakkai@jssst.org)

(2) 提出期限 令和8年2月10日(火)